

令和元年度「登録配管基幹技能者講習」の受講申込書を必要とされる方は、前期講習、後期講習の希望別に○印のうえ、下記に必要事項を記入し、FAXにてお申し込み下さい。

令和元年度「登録配管基幹技能者講習」

受講申込書送付依頼状（・前期 ・後期）

申込者 (企業名又は団体名)	
住所	〒
担当部署名	
担当者 氏名	
連絡先	TEL: ()
	FAX: ()
受講 予定者 氏名	
必要部数	部

FAX送信先

FAX : 03 (3553) 6786

登録配管基幹技能者講習委員会事務局

〒104-0041 東京都中央区新富2-2-7 空衛会館 3階
(一社) 日本空調衛生工事業協会内 TEL : 03 (3553) 6431

国土交通大臣登録講習（登録番号第15番）

令和元年度「登録配管基幹技能者講習」のご案内

一般社団法人日本空調衛生工事業協会（日空衛）
全国管工事業協同組合連合会（全管連）
一般社団法人日本配管工事業団体連合会（日管連）

日空衛・全管連・日管連の3団体では、国土交通大臣の登録講習として、令和元年度の「登録配管基幹技能者講習」を次のとおり開催いたします。

是非、多くの配管技能者の方が受講され、「登録配管基幹技能者」として現場で活躍されることを期待いたします。

1. 開催日と講習会場

● 前期登録講習

第1回：令和元年10月28日（月）～10月30日（水）（定員：100名）

近畿 エル・おおさか（大阪府立労働センター）

〒540-0031 大阪市中央区北浜東 3-14

TEL : 06-6942-0001 FAX : 06-6942-1933

● 後期登録講習

第2回：令和2年2月6日（木）～2月8日（土）（定員：150名）

関東（一財）全国建設研修センター

〒187-8540 東京都小平市喜平町 2-1-2

TEL : 042-324-5315 FAX : 042-322-5296

第3回：令和2年2月20日（木）～2月22日（土）（定員：90名）

東北 宮城県管工事会館

〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-5-22

TEL : 022-262-6701 FAX : 022-262-6703

2. 受講資格

受講資格は、下記に示す2つの条件を全て満たしている必要があります。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）で定める管工事における配管施工の実務の経験が10年以上で、そのうち職長としての実務の経験が3年以上であること。
- (2) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく1級配管技能士（建築配管作業）の資格を有すること。

3. 受講申込

● 登録講習受講申込書の請求

受講を希望される方（又は事業主）は、別紙の「受講申込書送付依頼状」に必要事項を記入の上、登録配管基幹技能者講習委員会事務局までFAXにてお申し込み下さい。

前期講習、後期講習の希望別に次の配布期間に事務局より「受講申込書」関係資料一式（無料）を送付いたします。

【 受講申込書配布期間 】

- 前期登録講習 : 令和元年 8月 5日～令和元年 9月 10日
- 後期登録講習 : 令和元年 10月 10日～令和元年 11月 15日

● 受講申込受付期間

受講申込受付期間は前期・後期別に次の通りです。

受講申込者について受講資格審査を行い、受講資格の認められた方には受講票を交付します。

【 申込受付期間 】

- 前期登録講習 : 令和元年 8月 9日～令和元年 9月 10日
- 後期登録講習 : 令和元年 10月 15日～令和元年 11月 15日

● 受講料

受講料 : 42,000円（税込）

- ・ 受講料には、受講費用、教材費等の関係費が含まれています。
- ・ なお、宿泊・交通費は含まれておりません。

● 宿泊

- ・ 宿泊を必要とする方は、会場周辺の宿泊施設をご利用下さい。ただし、後期第2回登録講習の全国建設研修センターは講習会場の宿泊施設をご利用頂けます。

4. 修了証の交付について

規定の講義を全て受講し、最終日の講習考査試験に合格した者に「登録配管基幹技能者講習修了証」が交付されます。

なお、「登録配管基幹技能者講習修了証」をもって管工事業の主任技術者の要件を満たす者として認められ、また、「建設キャリアアップシステム」においてレベルランクの最高位であるゴールドカードが取得できます。

【 ご参考：登録配管基幹技能者講習の助成金について 】

本登録講習受講への助成措置については、厚生労働省の「人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成）」が活用できる場合があります。ご希望される方は、都道府県の労働局または、最寄りのハローワークにお問い合わせ下さい。

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））の概要

1. 支給対象者 中小建設事業主

（注）「建設の事業」の雇用保険料率(12/1,000)の適用を受ける中小建設事業主

2. 助成の対象となる技能実習

建設業法施行規則に規定する登録基幹技能者講習

3. 助成額（雇用保険被保険者数が20人以下の場合の例）

● 経費助成

委託費（受講料）の3/4（42,000円×3/4＝31,500円）

● 賃金助成

7,600円／1人・1日

雇用する建設労働者に、助成の対象となる技能実習（登録基幹技能者講習）を所定労働時間内に受講させ、その期間の所定労働時間に労働した場合に支払われる通常の賃金以上の賃金を支払った場合。（所定労働時間外及び休日に受講させた場合は、所定の割増をした額以上の賃金を支給する場合又は振替休日を与えた場合）

（注）1日3時間以上受講した日に限る。

ひとつの技能実習について20日分を限度とする。

【 受講証明について 】

登録配管基幹技能者講習を受講後、助成金申請を行う事業主は、支給申請書（建技様式第3号、同別紙1）をハローワーク等より取りよせ、「建技様式第3号別紙1」に必要事項を記載し、返信用封筒（切手貼付）を同封の上、登録配管基幹技能者講習委員会事務局（実施団体）宛に送付して下さい。実施団体で受講確認の上、受講証明欄（③-1. ③-2）に受講証明を行い返送いたします。

【 支給申請の手続き 】

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））支給申請書（建技様式第3号、同別紙1）及び必要書類などを、技能実習を終了した日の翌日から起算して2ヶ月以内に、申請者の所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワーク（公共職業安定所）に提出して下さい。